

県平和委員会 大会へ志をひとつに！

茨城県平和委員会、2013年度定期大会が6月16日（日）、午前10時より、「グリーンパレス石岡」で開催されます。5月の常任理事会と、6月2日（日）の理事会で協議された「大会議案」は、6月7日に各平和の会・委員会に送付しています。代議員を中心に検討を進めて参加して下さい。以下、大会議案の概略を紹介します。

2013年度運動方針（案）

運動の基本

- 【1】 会員を増やし、平和委員会の組織と運動の強化に邁進しよう。
- 【2】 平和と暮らしを守るため、地域の平和・民主団体や多くの人たちと一緒に取り組もう。
- 【3】 地域での共同のとりくみを基礎に、全県的な共同を発展させよう。

平和と暮らしを守るわれわれの運動

マスコミは連日「アベノミクス」をアピールしていますが、50兆円に上る空前の金融緩和で円安と株価高騰をもたらすようなギャンプルとバブル経済も崩壊寸前となり、円安による物価高は国民生活を直撃し、働く人の所得は全然増えず、「アベノミクス」は急速に色あせています。

1：平和にとってもっとも大切な憲法

自民党・公明党に加え、維新の会、みんなの党も憲法「改正」で足並みをそろえました。その最大の狙いは、軍隊不保持の憲法9条を変えて「国防軍」をつくり、日本を米国と共同して海外で戦争のできる国にすることです。戦後68年、世界ではこの間にも多くの戦争がありましたが、日本が戦争によって一人として殺したり殺されたりしなかった事実は、憲法9条があったからです。この事実は非常に重要です。

安倍政権は、憲法96条を「改正」し、国会の憲法改正発議要件を3分の2から2分の1に引き下げようとしています。しかも、憲法9条を「改定」するだけでなく、国民主権を天皇主権に変え、基本的人権を否定するなど、明治憲法の世界に逆戻りになります。絶対に許してはなりません。平和委員会は、憲法「改正」を許さない草の根の国民のエネルギーを汲みつくし、憲法「改正」を許さない強固な世論をつくることで、国会の議席の力関係を超えた情勢を作り出すため力を尽くします。



2：沖縄の普天間基地撤去・オスプレイの配備拒否の声を大きく

オスプレイの低空飛行訓練が本土の東北から沖縄まで全国6つの訓練ルートで行われることが、「環境レビュー」で明らかになりました。ところが政府は「訓練区域外でも無通告で日本国内のどこでやってもいい」という立場で、訓練の強行は容認しています。一方、オスプレイが配備された普天間基地を抱える沖縄では、島ぐるみのたたかいが進み、オスプレイ配備撤回、「辺野古移設」反対、普天間基地閉鎖・撤去が県民の総意となりました。

3：進む平和への流れ

軍事同盟を結ぶ国は世界の16%に過ぎません。世界の7割は、多様な国々が対話と協力を強めて諸問題を平和的に解決しよう願う、ユーロ圏内はもちろん、アジアや中米など、世界各地に生まれています。核兵器全面禁止を求める流れも世界の趨勢です。今日、140を超える国連加盟国が核兵器禁止条約の交渉開始を支持しています。平和委員会は「核兵器のない世界の平和と安全の達成」するため、2015年NPT再検討に向けた取り組みを強化します。

4：日米安保条約廃棄の世論を広げよう

憲法を改悪し、日本を「戦争をする国」にしようとする点でも、TPP、原発、軍拡、消費税増税の推進、教育の軍国化、医療・福祉の切捨てなど、あらゆる問題の根源には日米安保条約のあることが、かつてなく浮き彫りになる情勢です。安保の害悪を明らかにしていきます。

5：原水爆禁止と脱原発のとりくみ

原水爆禁止のとりくみは、世界の運動と連帯して進められています。一方、原発は、「政」・「官」・「財」だけでなく、司法、マスコミ、さらに大学まで含めた「ヘキサゴン」体制の中で、「平和利用」という部分が強調されました。核兵器の「核」

も、原発の「核」も同じ「核」であるという視点で運動を進めることが一層重要です。危険な原発輸出などは論外です。

【老朽化した東海第二原発の再稼働を許さない】

関東唯一の原発立地県である茨城では、県知事あて「東海第二原発を廃炉に」署名が6回に分けて提出され、4月15日の提出分で総数が296,737筆になりました。今後30万筆を大きく越える取り組みを進めています。「東海第二原発を廃炉」の草の根の取り組みをさらに強化します。

6：消費税増税の阻止

消費税増税による国民への負担増は増税分だけで13兆円を超えます。年金削減や保険料引き上げなどの負担増をあわせると総額20兆円を越えます。中小企業は価格に転嫁できず、大企業は消費税をすべて転嫁します。そのうえ輸出産業（自動車など）には消費税が「全額還付」され、莫大な利潤が転げこむシステムです。財界が消費税増税を叫ぶ大きな理由の一つです。

消費税をアップしても、年金等を含め社会保障関係はほとんどが切り下げです。政府は、生活保護費を大幅カットし、その上生活保護申請を事実上締め出す「生活支援者自立保護法案」を衆院で可決しました。「消費税増税分は福祉に使う」など、まったくのうそであることが分かります。無駄遣いを一掃し、富裕層や260兆円以上の内部留保を溜め込んでいる大企業や富裕層に応分の負担を求めれば、消費税に頼らなくても社会保障と財政再建への道は開けるのです。

7：国民の生活を根底から破壊するTPPの参加をやめさせよう

TPPは例外なしの関税撤廃が原則であり、アメリカの経済覇権主義の押しつけのための道具です。そのため、農業団体だけでなく、医療、消費者団体など、幅広い団体や地方自治体からも反対の声が上がっています。あらゆる関税を撤廃し、事実上アメリカとの「自由貿易」に道を開くTPPへの加入は、日本の農業だけでなく医療やサービス産業、地域経済をも破壊します。この根源に日米安保条約「2条＝経済条項」があります。根本的な解決は安保条約の廃棄しかありません。

平和かわら版No. 657 (6月15日号) 別刷り

(1/2ページ)

運動の課題と具体的なとりくみ

【1】 運動の課題



1. 地域での共同の取り組みをさらに強化します。

私たちが地域に根ざした平和運動を意識的に取り組んでから12年になります。平和委員会・平和の会を知ってもらう、運動を理解してもらうため、各種の「つどい」、学習会、戦争展、平和宣伝活動など、各地域でも多彩な運動を行なっています。12年度は特に、従来県平和委員会が各地域と共同で実施してきた全県的な学習会や集会などが、各平和の会・平和委員会の主体で実施されるようになり、多くの成果を上げています。地域グループを、県北、県央、県南1、県南2、県西、鹿行の6つのグループとし、そのグループ内での連帯した活動を強化すると同時に、他のグループ間でも連帯・連携した取り組みを強化します。また、他の団体や個人の方々との協力・共同の取り組みを進めることが重要です。地域や職場に平和の会の「新結成」を進めます。

2. 運動の要、組織の強化を勝ち取ります。

平和委員会の運動や組織運営の要は会費です。会員の拡大の取り組みは極めて重要です。会員は、加入増がない限り自然減は不可避です。仲間を増やさなければ組織の維持はできません。活動を進めるにあたって、仲間づくりの取り組みを意識して追求していきます。

【2】 具体的なとりくみ



1. 憲法「改正」反対のとりくみ

各平和の会・平和委員会は独自に、また地域の他団体と共催で、憲法の学習会を開催します。近隣の平和の会にも共同を呼びかけます。

2. 原発に対するとりくみ

(1) 情勢を踏まえ、「東海第二原発廃炉」のとりくみを強化します。
・県知事に対する「東海第二原発廃炉」署名の提出、「県民センター」に結集して提出します。

・東海村平和委員会と連帯し、東海村内に大型の立て看板の設置するなどを含め、県北グループと協議して具体化します。財政的面では、賛助金・カンパの要請などを考えます。
(2) JCO事故に関する「9・30集会」に参加します。

3. 教育問題に対するとりくみ

・「教育委員会制度の改悪」「道徳教育の教科化」「全国一斉学力テスト」に反対します。
・憲法を敵視する「新しい教科書を作る会」（自由社）、「教科書改善の会」（育鵬社）許しません。

4. 夏の取り組み

- (1) 県内平和行進（6月28日～7月11日）
・地域で結成される平和行進実行委員会等に主体的に参加し、中心になってとりくみます。
- (2) 原水爆禁止世界大会(長崎大会)に参加します。
・「かすみがうら市」「古河市」「桜川市」「行方市」「城里町」「利根町」に採択を要請します。
- (3) 「第2回・百里公園平和盆踊り」に、積極的に参加します。
とき 8月10日(土) 夕方～夜(予)
- (4) 戦争と平和を考える特別句間(7月～8月)
・平和パネル展示の開催では、行政の後援を要請し、マスクミ等へ事前連絡を行います。
・「戦争を語る会」や地域の戦争史跡展など、地域の実情と実態に合った催しを作り出します。
- (5) 米軍基地撤去と安保条約反対の取り組み
・オスプレイの低空飛行訓練、また戦闘機の日米共同訓練の反対の取り組みを進めます。
- (6) 百里平和公園等の整備
・百里基地反対同盟、百里平和委員会と協議し、「1㎡運動」の立ち上げを検討します

5. 秋のとりくみ

・10月は県内平和宣伝活動月間とし、宣伝カーを活用して取り組みます。
内容は、「普天間基地撤・オスプレイ配備拒否」「憲法『改正』反対」「東海第二原発廃炉」

・全県規模の学習会を開催します。テーマは理事会で検討します。
・岩国で開催される「日本平和大会」（岩国市）に多数で参加します。
・「平和ワイン」の予約を11月から取り組みます。

6. 冬の取り組み

・12月8日の開戦記念日に意見広告を掲載します。
・百里初午まつりの開催を進めます。

7. 春のとりくみ

・活動交流集会を3月実施します。
・ビキニ・デーに参加します
・憲法フェスティバル成功のために積極的に取り組みます。

8. 「9条の会」再構築へ支援します

・地域や職場・職域の「9条の会」結成を支援します。

【3】 組織の拡大と強化

・12年度の目標を「1, 100名を実現し、維持する」とし、実現に努力します。
各平和の会・平和委員会は、役員会を定例化し、総会の開催を必ず行います。
・各平和の会・平和委員会は名簿を整理をし、会員拡大の基本資料とします。
・3ヶ月に1人以上の会員を迎える計画を立て、具体的な手立てを話し合い、行動に移します。
・平和かわら版は会員、各平和の会・平和委員会の活動に役立つ紙面にします。
また「会員の投稿」と「学習面の充実」を図ります。

1. 平和新聞と理論誌「平和運動」を拡大します。
2. 地域でも、憲法「改正」問題の学習会を開催します。他団体と共催等も考えます。
3. 事務局は憲法パネル等の作成します。
・財政の確立は、各平和の会・平和委員会の状況に応じて連絡を取れる体制確立をめざします。
・事務局体制を強化します

平和かわら版No. 657 (6月15日号) 別刷り

(2/2ページ)